

令和4年9月20日

第5回再犯防止推進検討会について

松田 美智子

【就労の確保等】

- 今回の素案では「離職した者の再就職支援」が削除されていますが、「再就職支援」は非常に重要であり、どこかに明記すべきだと思います。
再犯防止対策が「息の長い」支援であるとするならば、出所者等が失敗や挫折を繰り返し、ジグザグの経過をたどることを支援することであり、就労についても、離職・再就労の繰返しがあることを意識にとどめることが大切であると思います。
- 矯正施設へ収容されていた人が、出所後すぐに仕事を始めるのは難しいと思います。矯正施設において、「働きながら衣食住を含む日常生活をしていくスキル」を身に付けていくことが必要ではないでしょうか。
- 経験則上、受刑者は、身の回りの生活を回したり、自発的に仕事に取り組んだり、粘り強く課題を解決していくといった能力に乏しく、目標に向かって他者とコミュニケーションを取りながら能動的に業務を推進したり、会社やチームのリーダーとして、メンバーの性格や能力を考えながら、仕事をマネジメントしていった経験があるものはほとんどいないといっても過言ではなく、こういった、本来、日常生活や学校生活における部活動やサークル活動、就職後の勤労生活の中で若年時から身に付けていくべき能力や経験の欠如が職場定着を阻害し、再犯の要因となっているものと思われます。
- このような能力は、従来の刑事施設での受刑者処遇のように、単に指示された生活、作業のみを行うといったことでは身に付かない能力ですので、拘禁刑の施行を見据え、受刑者が、今後が社会に復帰した際に、生活し、人の上に立って働く場合でも、チームメンバーとして働く場合でも必要となる能力を身に付けさせる取組を矯正処遇として実施していくことは、出所後の受刑者の自立と職場定着に必要な能力を在所中から身に付けていくことにつながり、大変意義があると思われます。
- 協力雇用主の方々に話を聞くと、従業員の理解を得ることが難しいという話

をよく聞きます。そうした観点からも情報提供等何らかの支援が必要ではないでしょうか。

【住居の確保等】

- 「受刑者等の親族等に対する支援の充実」について、日本は特に遅れている印象を受けるので、この点が記載されたことはよかったと思います。
- 住宅確保要配慮者として保護観察対象者等が含まれているように、既存の制度の中で出来る支援がたくさんあると思います。再犯防止対策については、出所者等を対象とした新たな支援策をつくっていくという方向だけでなく、既存の制度の中に組み込んでいく方向も大切であると思います。というのも、出所者等も地域住民としてそれらの制度の対象者として対応されることで、「犯罪をした者」との見方が、地域社会において早い段階から軽減されることで期待できると思うからです。

【高齢又は障害のある者等への支援等】

- 高齢者については、出所後就労を軸とした再犯防止対策に乗らない者も少なくないと思われることから、働く以外に生活の軸になるような、生きがいのようなものを見つけていくことも再犯防止対策として検討していく必要があると思います。
- 入口支援は高齢又は障害のある人を対象としておりますが、入口段階では高齢・障害以外の人も不安を抱えていることが多いので、そうした人たちにも何らかのケアが必要ではないでしょうか。